

福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金実施要領

制定 平成 28 年 3 月 25 日

最終改定 平成 30 年 3 月 23 日

1 通則

福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金（以下「本事業」という。）の実施については、福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによるものとする。

2 趣旨

本事業は、避難者支援団体等による県内避難者・帰還者の実情に応じた支援活動に要する経費の助成を通じて、県内で避難している県民や避難指示解除等により帰還した県民が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つことを目的とする。

3 事業内容等

(1) 補助対象者

本事業の補助対象者となるものは、交付要綱第 2 条に定める避難者支援団体等とする。

(2) 補助対象となる事業及び経費

補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の要件及び経費等は、交付要綱第 3 条に定めるところによる。

(3) 事業の実施期間

補助金の交付決定を受けた年度の年度末までとする。

4 補助金額等

(1) 補助対象事業

避難者支援団体等が県内避難者・帰還者を対象に行う、県内避難者・帰還者が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持つための取組であること。

（例）農業、水産業、伝統文化の継承・まちづくり等、ものづくり等、世代間交流、震災の記憶の風化防止、地域活性化の取組、その他

(2) 補助額

350 万円を上限に知事が定めた額

ただし、事業の実施効果が特に高いと見込まれる事業の場合、上記の額に知事が認めた額を加算する。

(3) 補助率

事業費の 10/10 以内で、知事が必要と認めた額とする。

(4) 補助事業の件数

予算の範囲内での採択件数とする。

(5) 概算払

概算払を希望する場合は、補助金交付決定金額の75%を上限として支払う。

5 福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業運営委員会

(1) 設置

県内で避難している県民や避難指示解除等により帰還した県民が主体的に参加し、人と人とのつながりや生きがいを持てるよう、県内避難者・帰還者の実情に応じた支援活動を行う避難者支援団体等を支援する「福島県県内避難者・帰還者心の復興事業補助金等（以下「支援事業」という。）」の適正、かつ効果的な推進を図ることを目的として、福島県ふるさとふくしま交流・相談支援事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(2) 運営委員会の役割

運営委員会は、次の事項について所掌する。

- ア 支援事業の実施に関する基本方針、事業計画の検討に関すること。
- イ 支援事業の補助を受ける団体の選定に関すること。
- ウ 支援事業の進捗状況の把握と検査・評価に関すること。
- エ 支援事業の効果を高めるための検討、助言指導等に関すること。
- オ その他支援事業の実施に必要な事項に関すること。

6 不正行為への対応

補助対象者において、補助金の他の用途への使用、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令への違反等の不正の疑いがあると認められる場合は、事実関係を調査した上で、必要に応じ補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すなど、厳正に対応するものとする。

7 その他

その他の必要な項目については、別途募集要領で定めるものとする。